

お知らせ

6月は「土砂災害防止月間」

自分の家の周りに危険な場所がないか調べておきましょう

町の防災マップで、地域の避難所や土砂災害危険箇所などを調べておきましょう。普段から家族みんな避難場所や避難する道順を確認しておけば安心です。

大雨のときや土砂災害警戒情報が発表されたときには早めに避難しましょう

崖下や溪流沿いにお住いの人は、大雨や土砂災害警戒情報に注意して、早めに安全な場所へ避難しましょう。

また、夜間に大雨が予想されるときは、暗くなる前に避難をしましょう。

防災行政無線などの呼びかけにも注意して、早めの避難を心がけましょう。**台風や大雨のときは、気象情報に注意しましょう**

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときは「土砂災害警戒情報」が発表されます。大雨警戒や土砂災害警戒情報などの防災気象情報に注意しましょう。

土砂災害警戒情報

気象庁 <http://www.jma.go.jp/jp/doshai/>

建設課土木係 ☎(962)6010
総務課危機管理室 ☎(962)6110

6月1日～7日は「第62回水道週間」

メーター管理のお願い

メーター・止水栓（メーター横のバルブ）が故障していれば役場で修理します。水が止まらないなどの故障が発生したときは、上下水道課へ連絡してください。

家庭内の漏水に注意！

使用水量がいつもに比べて多いときは、屋内で漏水していることがあります。水道メーターから蛇口までの配管や装置器具は使用者の管理責任です。使用水量に異常が見られるときは早めに調査して

修理しましょう。

漏水の確認方法

家庭内の蛇口を全部閉めて、メーター器を見てください。メーターのコマが回っていれば漏水です。

給水装置の無料点検の中止

水道週間に伴い、ひとり暮らし高齢者家庭の給水装置の無料点検を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止とします。

☎上下水道課水道管理係 ☎(962)7001

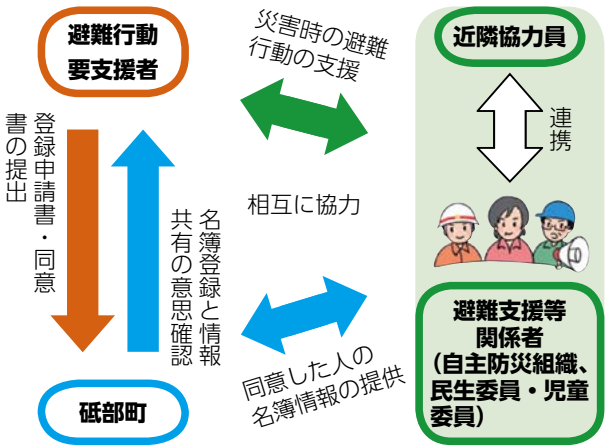
避難行動要支援者名簿の登録受付

避難行動要支援者名簿登録の制度について

1人暮らしの高齢者や障がい者など、災害が発生したときに1人で避難することが困難な人を名簿に登録し、普段から民生委員や近隣協力員など、地域の皆さんに見守っていただく体制を整え、危険が迫っていることの連絡や安否確認、避難誘導などの災害時の避難支援につなげる仕組みです。

※ただし、災害の種類や規模、被災状況により、必ず支援を受けられることを保証するものではありません。

制度の流れ



避難行動要支援の対象

町では、生活の基盤が自宅にある人のうち、次の要件に該当する人を対象としています。
(施設入所および長期入院している人は除きます)

- ① 1人暮らしの高齢者
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 寝たきりの高齢者
- ④ 1人暮らしの障がい者
- ⑤ 障がい者のみの世帯
- ⑥ 高齢者と障がい者のみの世帯
- ⑦ その他、自力での避難に不安を感じている人

登録した皆さんに平常時から心がけていただきたいこと

- 災害の発生した場合の安全な避難場所や、避難経路の確認をしましょう。
- 近隣協力員をはじめ、ご近所との良好な関係を保つようにしましょう。
- 災害の発生が予想される時、または発生したときには、近隣協力員に自分から連絡しましょう。
- 防災訓練への参加の呼びかけがあったときは、できるだけ参加しましょう。

○ ラジオやテレビなどにより、自分から積極的に情報収集できるように、情報収集手段を確認しましょう。

☎介護福祉課社会福祉係 ☎(962)7255

県後期高齢者歯科口腔健康診査

県後期高齢者医療の被保険者を対象に、期間中に1回のみ無料で歯科口腔健診を実施します。

受診期間 6月1日(月)～令和3年2月28日(日)

対象 県後期高齢者医療の被保険者
対象にならない人 ①②いずれかに該当する人

①病院や診療所に6カ月以上継続して入院している人
②障害者支援施設、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法によ

る施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設に入所・入居している人

申込方法 電話かメールで、県後期高齢者医療広域連合にお申し込みください。(受付後、受診書類一式が郵送されます)

問 保険健康課保険年金係 ☎(962)7057
県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎(911)7739
✉ info@heimexouiki.jp

年金情報 (老齢基礎年金と任意加入制度)

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料納付期間や免除期間などが、原則として10年(120月)以上あると65歳から受給できます。

令和2年度の受給額は、20歳から60歳までの40年間(480月)全ての保険料を納めている場合、月額781,700円となります。

任意加入制度

本人の申し出により「60歳から65歳未満」の5年間、任意で国民年金に加入し、保険料を納めることで、65歳から受給する老齢基礎年金を増やすことができます。

対象

①②全てに該当する人
① 保険料の納付月数が480月未満

② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人

※ 納付方法は口座振替が原則です。

問 保険健康課保険年金係 ☎(962)7057
松山西年金事務所国民年金課 ☎(925)5105 【自動音声案内】

※ 詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

☎ <http://www.nenkin.go.jp/>

木造住宅の耐震診断と耐震改修費用の補助

補助内容	木造住宅耐震診断		木造住宅耐震改修
対象となる住宅	○昭和56年5月31日以前に着工された町内の一戸建ての木造住宅(枠組み壁工法、丸太組工法、大臣などの特別な認定を得た工法のもの是对象外) ○専用住宅のうち共同住宅および長屋住宅は対象外		左記の耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いまたは倒壊する可能性があるとして診断された住宅
補助対象	対象となる住宅の所有者		
補助金額	【派遣方式】 ○自己負担は評価手数料3千円または9,900円(評価者によって金額が異なります) ○県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿に登録された人を派遣	【補助方式】 ○補助対象経費の3分の2以内、上限2万円 ○診断方法は「県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が実施する耐震診断	耐震改修設計 補助対象経費の3分の1以内、上限10万円 耐震改修工事 ①から③のうち、いずれかを選択 ①耐震改修工事 補助対象経費の5分の4以内、上限100万円 ②段階的耐震改修工事 補助対象経費のうち、上限50万円 ③耐震シェルター設置工事 補助対象経費のうち、上限40万円 耐震改修工事監理 補助対象経費の3分の1以内、上限2万円
受付戸数	30戸(先着順)	2戸(先着順)	20戸(先着順)
申込方法	建設課にある申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添付して建設課に提出してください。申請書は町ホームページからもダウンロードできます。		
申込期間	6月15日(月)から12月28日(日) 土・日曜日、祝日、振替休日を除く8時30分から17時15分まで		
問い合わせ	建設課管理係 ☎(962)6010		

催し物や施設の利用など

広報とべ6月号とくらしのカレンダーに掲載の事業や催し物、施設の利用などは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、変更になる場合があります。

事前に各施設にご確認ください。



詳しくはHPを確認

町の昔の写真・書物の提供

文化財や歴史に関わる資料などの情報を提供してください。

(例)・砥部町内の写真(昭和50年代〜平成元年頃)

・指定文化財以外の、地区のお祭り、道標、石碑などの情報

・明治大正期の村の資料など

※資料などは、データで保存し、町作成の冊子などで使用することがあります。

☎ 社会教育課文化スポーツ係 ☎(962)5952

児童手当・特例給付の受給者は現況届の提出が必要

児童手当・特例給付を受給している人は、6月中に「現況届(注1)」を提出しなければなりません。提出しないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

また、6月以降、町外に転出する人も本町で現況届の提出が必要です。

【注1】毎年6月1日現在の状況を確認

認し、引き続き手当を受ける要件を満たしているか確認する届出書です。
対象 6月1日時点で、児童手当・特例給付を本町で受給している人
※公務員の人は、勤務先で手続きをしてください。

提出期限 6月30日

提出先 子育て支援課・広田支所

☎ 子育て支援課子ども福祉係

☎(962)6299

町子育てフェスタの延期

6月21日頃に予定していた「町子育てフェスタ」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、延期します。また、「子育て支援センター」の愛

称の選考方法は、フェスタの延期に伴い、人気投票から子ども・子育て支援会議による決定に変更します。

☎ 子育て支援課子ども福祉係 ☎(962)6299

マイナンバーカードなどの時間延長と休日窓口を開設

平日に、マイナンバーカードの手続きができない人のために、受付時間の延長と休日受付を左記日程で行います。マイナンバーカードの受け取り・交付申請をしたい人はお越しください。

また、住民票・印鑑・戸籍などの証明書の発行も行いますのでご利用ください。

日時 7月5日 9時〜13時

7月16日 17時15分〜19時

場所 戸籍税務課

取扱業務

○マイナンバーカードの受け取り・交付・更新申請

○住民票・印鑑・戸籍などの証明書の発行

受け取りに必要なもの

○交付通知書(はがき)

○通知カード

○本人確認書類(運転免許証など)

※交付申請の場合は、必要なのが申請者により異なりますので、お問い合わせください。

☎ 戸籍税務課住民係 ☎(962)2026

介護保険サービスの利用者負担軽減を受けるには、毎年度申請が必要

次の対象に該当するときは、利用者負担が軽減される場合がありますので、申請をしてください。

対象 ①②③全てに該当する人
①町に住居登録している人

②住民登録の世帯全員が非課税が生活保護を受けている人

③介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設)に入所か短期入所などを利用している人

対象サービス 居住費(滞在費)・

食費

減額割合 利用者負担段階(収入額による区分)や居住(滞在)している部屋の種類などにより異なります。

申込方法 介護福祉課にある申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、介護福祉課に提出してください。

※新規申請は随時受付

☎ 介護福祉課介護保険係 ☎(962)7255